

吸収合併に係る事後開示書面

令和 8 年 4 月 1 日

(合併存続法人)

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8 番地

一般社団法人京都産業会館

理事長 吉田 忠嗣

当法人（以下、「甲」という。）は、令和 7 年 6 月 4 日付で一般財団法人京都染織会館（以下、「乙」という。）と締結した合併契約書に基づき、令和 8 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続法人とし、乙を吸収合併消滅法人とする吸収合併を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 253 条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 80 条に基づき、下記の通り開示します。

- 1 吸収合併が効力を生じた日
 - ・ 令和 8 年 4 月 1 日
- 2 吸収合併消滅法人における債権者の異議に関する手続きの経過
 - ・ 乙は令和 8 年 1 月 9 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に各別の催告を行ったが、期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
- 3 吸収合併存続法人における債権者の異議に関する手続きの経過
 - ・ 甲は令和 8 年 1 月 9 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で債権者に電子公告を行ったが、期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
- 4 吸収合併により吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項
 - ・ 甲は、本合併契約の効力発生日である令和 8 年 4 月 1 日をもって、その資産、負債その他の権利義務一切を、乙から承継いたしました。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 246 条第 1 項の規定により吸収合併消滅法人が備え置いた書面に記載された事項
 - ・ 別紙のとおり
- 6 吸収合併による変更の登記をした日
 - ・ 令和 8 年 4 月 10 日（予定）
- 7 上記のほか吸収合併に関する重要な事項
 - ・ 該当事項はありません